第５章 環境の保全及び創造の考え方　5.6 大阪市環境基本計画の推進

【瀬戸内法等に則り、環境の保全と循環型社会の形成を踏まえた開発かの検証を求めます】

50ha以上の埋立は国の環境アセスメント対象事業です。

その点から、国際博覧会の開催並びにIRカジノを実施するための開発は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「公有水面埋立法」の規制により環境保全を行うとする海面埋め立ての原則に反していると考えます。

両方率の各条項に則り、夢洲の利用、開発の妥当性の有無についての検証を求めます。

瀬戸内海環境保全特別措置法

●大阪湾奥部では海面埋め立ては公害防止、環境保全に資するもの以外は原則禁止

●国の｢瀬戸内海環境保全基本計画｣、同趣旨の尾坂不「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」

　・廃棄物発生量、処分量の減量化を図って埋め立て処分地の延命を図る

　・国の計画｢廃棄物の海面埋め立て処分に際しては、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するとともに、当該処分地がー大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行う」

公有水面埋立法

●埋め立て免許認可条件　第4条

第4条

１都道府県知事は埋立の免許の出願左の各号に適合すと認むる場合を除くの外埋立の免許を為すことを得ず

②其の埋立が環境保全及災害防止に付十分配慮せられたるものなること

③埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の法律に基く計画に違背せざること

●埋め立て工事竣功前の土地利用についての条件　第23条

【工事竣功前に埋立地を使用してもよい。ただし、埋め立て工事と関係のない工作物の設置は知事の許可が必要。それが50ha以上なら国土交通省への届け出が必要】

１埋立の免許を受けたる者は前条第2項の告示の日前に於て埋立地を使用することを得但し埋立地に埋立に関する工事用に非さる工作物を設置せむとするときは政令を以て指定する場合を除くの外都道府県知事の許可を受くへし

２都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けたる埋立に関し前項の許可を為さむとするときは予め国土交通大臣に報告すべし

●埋立地の用途を変更する場合の条件　第29条

④供せむとする用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の法律に基く計画に違背せざること

●50ha以上の埋立の認可条件　第47条

１本法に依り都道府県知事の職権に属する事項は政令の定むる所に依り国土交通大臣の認可を受けしむることを得

２国土交通大臣は政令を以て定むる埋立に関し前項の認可を為さむとするときは環境保全上の観点よりする環境大臣の意見を求むべし